

## 契 約 書

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と（実証事業提案者）（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

（1）契約目的 神奈川県 ME-BYO リビングラボに係る実証事業

実証事業のテーマ名「〇〇〇〇〇〇」

（2）事業内容 別紙「提案書、実施計画書」のとおり

（3）契約期間 契約締結日から令和2年3月31日まで

（甲の責務）

第2条 甲は、本契約に基づき、市町村や CHO 構想（健康経営）を実践する企業等と連携して、乙が実証事業を実施するために必要となる参加者の募集を行わなければならない。

2 甲は、実証事業の参加者の相談に対応する窓口を設置しなければならない。

（乙の責務）

第3条 乙は、本契約に基づき、実証事業の応募者の受付、参加者の選定、参加者への説明及び同意取得のほか、第1条第2号に規定された実証事業の提案書、実施計画書等乙が甲に提出した書面及び「神奈川県 ME-BYO リビングラボ」募集要項に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

2 乙は、実証事業の実施にあたり、ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び関連する指針、規制、許可要件等に従って実施しなければならない。

3 乙は、実証事業の実施にあたり、参加者にマイ ME-BYO カルテの登録を積極的に働き掛けなければならない。

4 乙は、実証事業の実施にあたり、実証事業の参加者の相談に対応する窓口を設置しなければならない。

5 乙は、実証事業のデータモニタリング及び統計解析を実施計画書に則って行い、科学的に公正な結果が得られるよう努めなければならない。

6 乙は、実証事業の実施の支援に関わる他の第三者（以下「受託機関」という。）に対し、本契約において自己が負うものと同様の義務を遵守させるものとし、受託機関による遵守違反が疑われる場合は、直ちに甲に報告するとともに、参加者の実証事業への参加終了を含む適切な是正措置を行う。

(中間報告等)

第4条 甲は、契約期間中に必要と認めた場合は、いつでも乙に対して実証事業の進捗状況について報告を求めることができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認めた場合は、乙の立会いのもと進捗状況の確認を行うことができる。

3 乙は、実施計画書の変更が必要な事象や、実施計画書に定める実証事業の中止基準に該当する事実が生じた場合は、速やかに甲に通知しなければならない。

4 乙は、甲が実証事業の進捗状況について確認し、実証事業の改善又は中止の必要があると認めたときは、直ちに甲の指示に従わなければならない。

5 乙は、実証事業の実施又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲と協議するものとする。

(結果報告等)

第5条 乙は、実証事業が完了したときは速やかに完了届に実証事業結果報告書を添えて、甲に提出し、甲の確認及び評価を受けなければならない。この場合において、甲は完了届を受理した後30日以内に確認及び評価をしなければならない。

2 乙は、甲が実証事業の結果について確認し、修正の必要があると認めたときは、直ちに甲の指示に従わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。但し、あらかじめ甲が承認した場合はこの限りでない。

(成果の利用行為)

第7条 乙は、第5条第1項の実証事業結果報告書の著作権について、甲による当該実証事業結果報告書の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該実施事業結果報告書の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、実証事業の成果によって生じた実証事業結果報告書及びその二次的著作物の公表に際し、実証事業による成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第8条 乙が実証事業の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに甲に通知するものと

する。当該発明等に係る研究成果は、その出願まで公表しないものとする。

(第三者損害の賠償)

第9条 乙は、実証事業の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険・補償・賠償・訴訟)

第10条 乙は、「臨床研究に関する倫理指針」及び関連する指針、規制の要求事項に準拠し、本実証事業に関連して生じるあらゆる請求(本実証事業の完了後に生じる賠償請求を含む)に応じるために十分な額が支払われる保険に加入し、保持する。甲の要求があった場合、乙は加入している保険の証明書を提出しなければならない。

2 実証事業の実施に起因して、参加者に健康被害が発生した場合は、乙は、速やかに治療その他必要な措置を講じる手配をするものとする。

3 乙は、実証事業の実施に起因して発生した参加者に対する補償又は賠償責任、保険料及び保険に関連するその他の費用又は苦情に対する責任、また、実証事業の実施及び結果に関する学会発表、論文投稿に関連して発生しうるすべての訴訟、損失、損害に対する責任から、甲及び甲の従業員を免責することに同意する。

(秘密の保持等)

第11条 甲及び乙は、実証事業の実施にあたり、関係者から開示された資料、情報及び実施に関して知り得た一切の相手方の秘密事項を、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、他人にもらしてはならない。本条項は、実証事業終了後3年間経過するまで有効とする。

(1) 開示される以前に、自己が正当に所有していることを証明できる場合

(2) 開示される以前に、既に公知の場合

(3) 開示された後に、自己の責めに帰さない事由により公知となった場合

(4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに正当に入手した場合

(5) 開示された情報によることなく、独自に開発した場合

(公開情報の共有)

第12条 甲及び乙は、協議等により、本実証事業の実施に係る写真及び映像その他の成果に関する情報の中から、公開することができる情報を定め、共有することとする。

2 甲及び乙は、前項の情報について、複写、複製、電子媒体等による公開又は報道機関への提供その他の広報活動に用いることができるものとする。

(個人情報保護)

第13条 乙は、この契約による実証事業を実施するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(利益相反)

第14条 乙は、実証事業を委託する実施機関及びその従事者に対し、実証事業を実施するに先立ち、実施機関等における実証事業の実施に関する利益相反が適切に管理されるよう取り計らうものとする。

2 甲及び乙は、相互の関係を透明化するために、甲及び乙が本契約に基づく乙の実証事業に係る費用の負担等を公開することに同意する。

(記録の保存)

第15条 乙及び乙より委託された実施機関は、本実証事業に係る記録類を本事業終了後5年又は結果の最終公表後3年のいずれか遅い日まで保管する。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

(2) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、実証事業の全部、又は一部を解除できるものとし、このために乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により契約期間内に実証事業を終了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。

(2) その他の理由により、神奈川県 ME-BYO リビングラボ審査委員会が実証事業を中止することが適当と判断したとき。

(乙の解除権)

第 18 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により契約を履行することができないときは、この契約を解除することができるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(協議事項等)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県知事 黒岩 祐治 印

乙 (実証事業提案者住所)  
(実証事業提案者代表者) 印

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による実証事業（以下「事業」という。）を行うに当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、事業に従事している者に対し、当該事業に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、事業を行うため個人情報を収集するときは、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があったときを除き、事業に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、事業に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、事業を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の指定等)

第7 乙は、事業のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲に指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から事業に関して取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、事業を行うために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還する。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が事業に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が事業に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があったときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先又は乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、事業に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 事業に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

以上